

### 第 3 回犯罪被害者等基本計画検討会 ～ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組について～ (各省庁提出に係る施策等とりまとめ)

( 下線部分は、事務局加筆分。)

#### 1. 基本法第 14 条関係 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

##### PTSD 等精神的被害に関する医療・福祉サービスの充実

厚生労働省において、平成 8 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした PTSD 対策に係る専門家の養成研修会を継続して実施し、PTSD 対策に係る専門家を養成するとともに医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

文部科学省において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成に向けた大学教育の「モデル・コア・カリキュラム」について、医師となった後の犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、更に推進する。(第 19 条にも関係)【文部科学省】

文部科学省において、日本臨床心理士会が行っている被害者支援研修会等犯罪被害者等に対する支援を充実させるための取組を促進する。( 、第 19 条にも関係)【文部科学省】

##### 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実

厚生労働省において、高次脳機能障害者支援モデル事業の成果の全国への普及を図っていく。【厚生労働省】

厚生労働省において、障害者自立支援法案に基づき、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

##### 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービスの充実

厚生労働省において、児童福祉法の一部改正に伴い、次の施策を実施する。

- ・ 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】
- ・ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

厚生労働省において、平成 13 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する。【厚生労働省】

厚生労働省において、平成 17 年 3 月に立ち上げた「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」において、犯罪等の被害を受けた子どもの

心の診療に携わる医師の養成についても十分に検討を行う。【厚生労働省】

文部科学省において、医師の養成のための大学教育における医学心理学（児童精神医学入門）を広く学ばせる取組や家庭内暴力の臨床的研究など、少年被害者・女性被害者への対応に資する取組を推進する。（第19条にも関係）【文部科学省】

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や能力の強化など、犯罪等の被害を受けた少年に対する学校におけるカウンセリング体制を充実する。【文部科学省】

文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの配置のほか、退職職員、保育士、民生委員など地域の人材を「子どもと親の相談員」として小学校に配置する事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを守り、子どもの変化に早期に対応できる体制を充実する。【文部科学省】

文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成が図られるよう、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に働きかけるなど促進する。（ 、 にも関係）【文部科学省】

### **犯罪被害者等の支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成**

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

文部科学省において、各法科大学院が、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成に向けて、自ら抱える教育理念・目的に基づき、多様で特色のある教育を展開していくよう促す。【文部科学省】

### **その他医療・福祉サービスの充実**

厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

## **2. 基本法第15条関係（安全の確保）**

### **出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示**

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働体制の下、犯罪被害者等に対し、加害者の釈放予定等を

含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

### **刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開**

法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求める制度や性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用など現行の取組について周知を徹底するとともに、運用する者の意識を向上させる。【法務省】

法務省において、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別、具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】

### **加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保**

厚生労働省において、児童相談所、婦人相談所による一時保護の適正な運用に努めるとともに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】

### **再被害防止のための省庁間等の連絡制度の充実**

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】

DV被害者、人身取引被害者、虐待を受けている児童等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。(基本法第14条の「女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービスの充実」にも関係)【警察庁・厚生労働省】

警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁・文部科学省】

### その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資するものとする。【法務省】

文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。【文部科学省】

文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】

文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。【文部科学省】

文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。【文部科学省】

総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点から十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】

## 3. 基本法第19条関係（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

### 関係職員への研修等の充実

#### 関係職員の対応・施設の改善

警察において、採用時及びそれ以降各階級の役割に応じて行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者早期支援団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切

な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間機関に派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】

厚生労働省において、平成 8 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした P T S D 対策に係る専門家の養成研修会、平成 1 3 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修において、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図り、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。（第 1 4 条にも関係）【厚生労働省】

厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成 1 7 年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育に実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。（第 1 4 条にも関係）【厚生労働省】

#### **弁護活動における配慮等**

（政府の施策ではないが）日弁連及び各弁護士会において、自主的に、弁護士への研修を充実する。